

令和 6 年

第3回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和 6 年第 3 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料 1 赤穂市指定文化財の指定について
- 資料 2 赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則新旧対照表
- 資料 3 赤穂市立学校物品管理規程の一部を改正する規程新旧対照表
- 資料 4 赤穂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

答申第1号

令和6年3月4日

赤穂市教育長
尾上慶昌様

赤穂市文化財保護審議会
会長三好一行

赤穂市指定文化財の指定について（答申）

平成30年11月20日付諮問第1号及び令和4年9月28日付諮問第1号で諮問のあった標記のことについて、令和6年1月24日に赤穂市文化財保護審議会を開催し、慎重審議の結果、赤穂市文化財保護条例（昭和55年赤穂市条例第11号）第6条第1項の規定により、別紙記載の物件を、赤穂市指定文化財として指定することが適當と認めますので答申いたします。

赤穂市指定文化財答申件数

区分	種別	件数
有形文化財	歴史資料	2
合計		2

赤穂市指定文化財答申物件一覧表

名称	種別	所在地 (保管場所)	所有者 (管理者)	申請年月日	諮問年月日
光明寺町石 (追加指定)	歴史資料	赤穂市有年檜原 1164番地1 (赤穂市立有年考古館)	赤穂市	平成30年 11月8日	平成30年 11月20日
赤穂西浜塩田 資料	歴史資料	赤穂市上仮屋 916番地1 (赤穂市立歴史博物館)	赤穂市	令和4年 9月6日	令和4年 9月28日

有形文化財（歴史資料）

1 名 称	光明寺町石 2 点（追加指定）
2 所 在 地	赤穂市有年檜原 1164 番地 1（赤穂市立有年考古館）
3 所 有 者	赤穂市
4 管 理 者	赤穂市

町石とは寺社の参道に立てられた石塔で、一般的には一町（約 109m）毎に置かれており、参詣者の便に供するものとしていた。その形状は多くが笠塔婆ないし長脚五輪卒塔婆としており、また方柱状の塔身上端部に仏像や種子を彫り、経文の一部が彫られていることから、仏塔としての性格も色濃く有する。

光明寺は黒沢山と号する真言宗の山岳寺院で、南北朝期に書かれた『峰相記』にも記載される古刹である。中世において、その参道には上述の町石が立てられていた。いずれもすでに原位置は失われているが、これまでに 6 基の町石の存在が知られており（光明寺奥の院に 4 基、有年考古館に 2 基）、いずれも赤穂市指定有形文化財（歴史資料）に指定されている（平成 13 年 12 月指定）。これらの指定後、新たに赤穂市に寄贈された町石 7、及び有年考古館収蔵品のなかから発見された町石 8 がある。

光明寺町石 7 は、頂部に五輪塔の水輪・火輪・空輪・風輪を乗せ、以下、地輪を方柱状に長く伸ばして塔身とする、いわゆる長脚五輪卒塔婆形式である（既存の町石も、頂部の形態が不明の 1 基を除いて同じ形式）。花崗岩製で、全高 104.5cm を測る。内訳は、空輪部 5.5cm、風輪部 3.5cm、火輪部 11.5cm、水輪部 13.5cm、地輪部（塔身部）50.0cm 埋（い）け込み部（根部）20.5cm となる。

地輪部（塔身部）の正面に三行の銘文があり、中央に大きく「五百弟子受記品第八」と法華經の經典名が彫られ、その向かって右脇に「法有普口界（口は法と推定）（法、普く法界にあり）」とあり、また左脇には「為□□衆生（□□は法界と推定）」と彫られている。この左脇のものは「（この造塔による功徳が）この世界の全ての衆生に及びますように」という意の、石造物銘文によく見られる定形句である。

製作技術について見ると、埋け込み部（根部）は粗ハツリ（細部の調整無し）のままでし、重みを持たせて地中での安定性を考慮している。一方、地輪部（塔身部）以上は全体的に丁寧なノミ切り加工が施されている。なお上述の銘文が彫られている部分も含め、水磨きは施されていない。

頂部五輪形の形態的特徴として、水輪は卵形を呈する。火輪の軒は隅反りで、上端の曲線は自然で美しい。風輪は背の低い皿型、空輪も高さは無いが、側面の曲線は滑らかである。こうした頂部五輪形の造形は既知の 6 基の町石の中では、光明寺町石 6 に最も近似する。またこの両者は、法華經の經典名を銘文中に含むという共通点がある。

この光明寺町石 6 と今回確認された光明寺町石 7 の製作技術は、他の光明寺町石より圧倒的に優れており、その製作時期がそれより遡ることを示している。従来、光明寺町石は

室町中期（中世後期）の製作だと推定されているが、この光明寺町石7（および光明寺町石6）の製作時期については鎌倉後期～南北朝期（中世後期）に遡るものと考えてよいだろう。

光明寺町石8は、形式は他の町石と同じ長脚五輪卒塔婆だと思われるが、頂部の水輪以上（火輪・空風輪）は欠損している。さらに地輪部（塔身部）の下半はやはり欠損しており、遺存しているのはその上半部分のみで、現存高は23.0cmを測る。正面に「自光明寺十二」の銘文があり、「光明寺より十二町」の意だと思われる。全体的に丁寧なノミ切り仕上げとなっており、銘文の彫られている面も含め、水磨きは施されていない。

今回新たに確認された光明寺町石7は製作技術や姿の美しさにおいて従来知られていた光明寺町石の大半を凌駕しており、その造立時期は中世前期まで遡る可能性が高い。また、銘文からは法華経の功德を遍く衆生に行き渡らせることを意図して造立されたことが見て取れる。すなわち光明寺町石7は石造美術として優れているのみならず、銘文より当時のこの地方の信仰の一端にも触れることができる歴史資料であり、赤穂市指定文化財にふさわしい石造物だと思われる。一方、光明寺町石8は頂部の五輪形が失われているため型式的な検討はできず、製作時期については不明であるが、銘文より考えて、光明寺町石の一つであることは疑いがない。光明寺町石に関しては、本事例も含め現時点では8例しかないと認めその存在は貴重である。

なお光明寺町石7は銘文中に町数の記載は見られないが、町石事例としては最古級となる熊野街道笠塔婆は、関連する文献から町石であることが明らかな事例にも関わらず銘文中に町数は刻まれていない。また高野山町石の起点として知られる慈尊院の近隣にある長脚五輪卒塔婆にも銘文中に町数は見られないが、型式的に見て高野山町石と同様の性格を持つ石塔であることは明らかである。また光明寺町石においても、平成13年に指定を受けている町石のうち1基（町石1）には町数を示す銘文はない。よって当該事例（光明寺町石7）を町石と呼称することについて、問題はないものと思われる。

有形文化財（歴史資料）

1 名 称	赤穂西浜関係資料 7, 918 点
2 所 在 地	赤穂市上仮屋 916 番地（赤穂市立歴史博物館）
3 所 有 者	赤穂市
4 管 理 者	赤穂市

塩は、私たちの生活に欠くことのできないものである。生活必需品を送る道のことを塩の道といい、人々の生活する物資流通が送られるぎりぎりの場のことを塩尻といわれるよう、塩は生活必需品の代名詞として使われていた。日本は四面が海に囲まれているため、海水から塩を採取することは可能だが、瀬戸内地方で塩が製塩地帯となるのは、17世紀以降の入浜塩田が築造されてからのことである。入浜塩田の歴史は、兵庫県高砂の荒井浜など上灘目地方の塩浜が早いと言われる。赤穂塩田は、これらの地域の浜人が移住して築造された、しかも整備した入浜塩田である。赤穂では古くから塩づくりはなされていたが、入浜塩田として整備されるようになるのは、浅野長直が常陸笠間から赤穂藩主として転封してからのことである。以来、赤穂塩は、全国に送られる。特に江戸、大坂などの大市場において、赤穂塩は「赤穂」「あこう」「あこ」などという表記で記され、当時の人々にも、赤穂は塩の代表的な産地として知られている。以来、現在に至るまで、「赤穂の塩」は、日本を代表する塩として知られたところである。

本史料群は、平成 29 年 12 月 1 日に株式会社日本海水より寄贈を受けた、総点数 7,918 点に及ぶ旧赤穂西浜塩業組合に関する史料群である。

明治 38 (1905) 年の塩専売法施行に伴い、赤穂には大蔵省赤穂塩務局（3 等級）が特設され、赤穂の製塩業者を管理監督することになった。当時、地主、自作や小作が加入した赤穂製塩同業組合はすでにあったが、明治 43 (1910) 年 2 月に加里屋、塩屋の製塩業者が新浜、尾崎の製塩業者と分離して設立したのが赤穂西浜塩業組合である。

赤穂西浜塩業組合は、塩の代納、労働者管理と賃金規定、石炭計量の監督などを事業としていた。その後、大正 9 (1920) 年には塩屋塩業組合などと合併して赤穂西浜信用購買利用組合となる。昭和 34 (1959) 年の第三次塩業整備のとき、日本専売公社は生産性の低い西浜塩業組合に対し、自主廃業または経営改善を勧告した。このとき、西浜塩業組合は廃業ではなく、経営改善で対応する。昭和 35 年 (1960) 5 月、赤穂海水株式会社を創設する。その後、昭和 47 (1972) 年、赤穂海水化学工業株式会社は全国第 1 号のイオン交換膜製塩の許可を受けた。現在、株式会社日本海水として製塩が続けられている。

本史料の内訳は、図面 1,545 点（測量図 523 点、設計図 880 点のほか建物配置図、工程図、グラフなど）、書類 415 点（2,259 頁）、写真 5,958 点（ネガ 1,967 点、紙焼き 3,958 点など）である。昭和 20 年代後半～40 年代のものが中心である。昭和 50 年代以降のものは現在も株式会社日本海水が保有している。

本史料群の中心は、昭和 20 年代後半から 30 年代初頭にかけて行われた流下式塩田工事

およびその前後の図面、写真である。裏面に説明が付されているものも多くある。工事現場を示す史料だけでなく、空中写真などもあり、当時の赤穂塩田の様子が判明する。

日本塩業は塩田塩業といわれ、濃い塩水を塩田から採取する採鹹（さいかん）作業と、濃い塩水を煮炊きする煎熬（せんごう）作業の二つの工程によってなされるが、この時期までに、煎熬作業（煎熬工場）は真空式製塩工場が各地に設立されていた。それに対し採鹹作業については、全国的に江戸時代以来の入浜塩田によって行われており前近代的といわれていた。その意味で、流下式塩田への転換は採鹹作業の近代化と言われる。

流下式塩田への転換工事は、塩田塩業の近代化を意図して日本専売公社の主導で、瀬戸内塩田を対象に昭和 28 (1953) 年から 33 (1958) 年にかけて行われた。流下式塩田とは、粘土層にした塩田の上に砂地を敷き詰め、海水を流下させ、そのヤグラに篠を張り巡らせた枝篠架に海水をかけて自然乾燥させることによって、塩分濃度を高める設備である。流下式塩田とすることで、塩田で作業する浜子は不要となった。それに伴い、それまでの主流を占めていた入浜塩田、揚浜塩田は終焉を遂げることとなる。これにより入浜が 1 ヘクタール当たり年間 120 ㌧程度生産していたのに対し、200 ㌧から 400 ㌧と約 2 倍以上生産された。さらに、1 ヘクタール当たり 6 人から 8 人程度の浜子が必要だったのに対し、海水、鹹水を操作する人員が必要なだけで、1 ヘクタールだと 0.5 人程度しか必要としなくなったのである。なお、その後、イオン交換膜法製塩法が開発され切り替えられることで、流下式塩田による製塩法は昭和 47 (1972) 年で終焉を遂げることになる。

流下式塩田転換の経緯は、日本専売公社編『塩業整備報告（全 2 卷）』（1966 年）、日本専売公社編『第四次塩業整備事績報告』（1973 年）によって大要を知ることができる。また、当時の経営関係史料などは各地に残されているが、本史料のように転換工事そのものを具体的に知ることのできるものは稀有である。しかも、代表的な塩産地である赤穂に残されていたことは極めて重要な意味があるといえるだろう。

特に設計図の原図や、ブローニーフィルムによる工事写真フィルム及び紙焼きが多く含まれていることが特徴で、当該期における近代製塩技術を研究するうえで貴重な史料である。とりわけ、入浜塩田から流下式塩田に移行する過程でいかなる産業技術を転用しているか、当時の産業技術をどのように応用しているかを知る上でも重要である。

現在、市所有の赤穂塩業に関する主な資料として、東浜については近世主体の「田淵家文書」及び近現代の「赤穂東浜信用購買利用組合文書」が、西浜については近世～近代主体の「真光寺旧蔵柴原家文書」があり（いずれも赤穂市指定有形文化財）、本資料が西浜の近現代をカバーすることにより、赤穂塩田の基礎資料が揃うことになる。

赤穂西浜塩田資料 内訳

(1) 図面 1,545 点

測量図 523 点、設計図 880 点、建物配置図 107 点、グラフ 23 点、工程図 4 点、
地図 3 点、その他図面 3 点、計画図 1 点、工事実績図 1 点

(2) 書類等 415 点・2,259 頁

書類 347 点、冊子 16 点、パンフレット 12 点、封筒 11 点、空封筒 11 点、
その他紙 7 点、空ネガ・プリント袋 6 点、他社図面 4 点、ビニール袋 1 点

(3) 写真 5,958 点

ネガ 1,967 点、紙焼き 3,958 点、OHP プリント 19 点、ポジ 13 点、パノラマ写真 1 点

赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 則	改 正 規 則
(支給の申請)	(支給の申請)
第5条 補助金の支給を受けようとする者は、通学費補助金交付申請書(第1号様式)に所定の事項を記入のうえ、所属学校長(以下「校長」という。)を経て、教育委員会に提出しなければならない。	第5条 補助金の支給を受けようとする者は、通学費補助金交付申請書(様式第1号)に所定の事項を記入のうえ、所属学校長(以下「校長」という。)を経て、教育委員会に提出しなければならない。
(支給の決定)	(支給の決定)
第6条 教育委員会は、前条に規定する補助金交付の申請があつたときは、審査のうえ、補助金の交付額を決定し、これを通学費補助金決定書(第2号様式)により当該校長に通知するものとする。	第6条 教育委員会は、前条に規定する補助金交付の申請があつたときは、審査のうえ、補助金の交付額を決定し、これを通学費補助金決定書(様式第2号)により当該校長に通知するものとする。
(支給の方法)	(支給の方法)
第7条 補助金は、児童等の保護者が指定する口座へ振り込み方法により支給する。ただし、通学にバスを利用する場合にあつては、当該保護者は補助金の受領に関する権限を当該バス運行事業者(以下「バス事業者」という。)に委任することができるものとする。	第7条 補助金は、児童等の保護者が指定する口座へ振り込み方法により支給する。ただし、通学にバスを利用する場合にあつては、当該保護者は補助金の受領に関する権限を当該バス運行事業者(以下「バス事業者」という。)に委任することができるものとする。 2 前項ただし書により受任したバス事業者は、通学バス利用料請求書(様式第3号)により、教育委員会に通学バス利用料を請求するものとする。
(補則)	(補則)
第7条 略	第8条 略

第1号様式

通学費補助金交付申請書

赤穂市教育委員会 宛

年 月 日
 申請者住所 _____
 保護者名 _____
 (印)
 児童生徒名 _____
 電 話 _____

赤穂市通学費補助金交付規則第5条の規定により、通学費の補助金を交付されるよ

う申請します。

支給の範囲		学校		学 年 組		年 組	
支給の範囲		第1項 第2項		第1項 第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号		第2項	
交通機関の種類等	自動車 徒歩	通 学 距 離	1 住居～学校(片道) 2 住居～最寄の交通機関(片道)	km			
補助金の基礎となる交通機関等	補助金の額	*補助金の額	支給の開始停止 終期				
補助金の額	1ヶ月	年 領					
補助金の額	円	円					
補助金の額	第3号 第1号	第3号 第2号	年 月 停 始 終	年 月 停 始 終	年 月 停 始 終	年 月 停 始 終	年 月 停 始 終
補助金の額	↓	↓					

通学費受給については、次の金融機関に振込みください。申請します。
 口座振込申請書

申請者住所 _____ 保護者名 _____ (印) 学校名等 _____	学校 年 組	年 組
児童生徒名 _____		
指定金融機関名 (店名も記入)	預金種別 (フリガナ) 口座名義人	口座番号
	普通・当座	(フリガナ) 口座名義人

(注) *欄は記入しないでください。

様式第1号 (第5条関係)

通学費補助金交付申請書

赤穂市教育委員会 宛

年 月 日

申請者住所 _____
 保護者氏名 _____

児童等氏名 _____
 電話番号 _____

赤穂市通学費補助金交付規則第5条の規定により、通学費補助金を交付されるよう申請します。

※第2条 第1項 第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

支給の範囲 *第2条 第1項 第2項

支給の範囲 第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

支給の範囲 第2項

支給の範囲 第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

(注) *欄は記入しないでください。

申請者住所 _____
 (保護者)
 氏名 _____
 (印)

上記児童等のバス利用に係る通学費補助金の受領に関する権限については、バス事業者に委託します。

年 月 日

委任状
 委任者住所 _____
 (保護者)
 氏名 _____
 (印)

※電車・自動車・徒歩の場合に記入
 振込先口座

通学費補助金については、次の金融機関に振り込み願います。

指定金融機関名 (店名も記入)	預金種別 (フリガナ) 口座名義人	口座番号
	普通・当座	(フリガナ) 口座名義人

普通・当座	普通・当座
-------	-------

通学バス利用料請求書

年 月 日

赤穂市長 宛

所在地

事業者名

電話番号

赤穂市通学費補助金交付規則第7条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

円

請求金額

金融機関名		本・支店名	
預金種別		普通	・当座
口座番号			
口座名義人			

赤穂市立学校物品管理規程の一部を改正する規程新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 程	改 正 規 程
(目的) 第1条 この規程は、 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)</u> 第1条に規定する学校(以下「学校」という。)の物品の管理について、必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条 この規程は、赤穂市立学校、幼稚園及び保育所(以下「学校等」という。)の物品の管理について、必要な事項を定めるものとする。
(管理の機関) 第2条 教育長は、 <u>学校</u> に属する物品を管理するものとする。 2 教育長は、必要があると認めるときは、物品の管理に関する事務を教育委員会(以下「委員会」という。)事務局職員に補助執行させ、もしくは学校長または園長(以下「校長等」という。)に事務を補助させることができる。	(管理の機関) 第2条 教育長は、学校等に属する物品を管理するものとする。 2 教育長は、必要があると認めるときは、物品の管理に関する事務を教育委員会(以下「委員会」という。)事務局職員に補助執行させ、又は学校長、園長若しくは所長(以下「校長等」という。)に事務を補助させることができる。
(管理事務の総括) 第3条 教育長は、 <u>学校</u> における物品の管理の適正を期するため、物品の管理に関する制度を整え、その管理に関する事務を統一し、その異動及び現況を明らかにし、並びにその管理について必要な調整をするものとする。	(管理事務の総括) 第3条 教育長は、学校等における物品の管理の適正を期するため、物品の管理に関する制度を整え、その管理に関する事務を統一し、その異動及び現況を明らかにし、並びにその管理について必要な調整をするものとする。
2 略 (物品の購入等)	2 略 (物品の購入等)
第6条 <u>学校</u> における物品の購入又は借り入れ(以下「購入等」という。)に関する事務は、 <u>委員会事務局総務課</u> (以下「総務課」という。)において行う。	第6条 学校等における物品の購入又は借り入れ(以下「購入等」という。)に関する事務は、委員会の学校等に係る事務を所掌する課(以下「担当課」という。)において行う。
2 前項の規定により総務課において購入する物品についての契約担当者は、 <u>市長の権限に属する事務の一部委任並びに補助執行させること</u> に関する規則(平成9年赤穂市規則第16号)別表第2に掲げるものにあつては教育長とし、その他のものについては市長とする。	2 前項の規定により担当課において購入する物品の契約担当者は、 <u>市長の権限に属する事務の一部委任並びに補助執行させること</u> に関する規則(平成9年赤穂市規則第16号)別表第2に掲げるものにあつては教育長とし、その他のものについては市長とする。
3 物品の検査は、契約担当者又は別に指定する委員会事務局職員が行うものとする。ただし、 <u>学校</u> において検査することが適当と認められるものについては、校長等若しくは別に指定する学校の職員に検査を行わせることができる。	3 物品の検査は、契約担当者又は別に指定する委員会事務局職員が行うものとする。ただし、学校等において検査することが適当と認められるものについては、校長等又は別に指定する学校等の職員に検査を行わせることができる。
(管理の義務) 第7条 物品の管理に関する事務をおこなう職員は、物品の管理に関する法令及び規則に従うほか、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。	(管理の義務) 第7条 物品の管理に関する事務を行う職員は、物品の管理に関する法令及び規則に従うほか、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。
(需給計画) 	(需給計画)

<p>第8条 校長等は、所属予算配当等及び教育課程の編成を考慮して翌月の物品需給の見積り（以下「需給計画」という。）をたて、毎月末までに支出負担行為決議書（様式第1号）を総務課に送付しなければならない。</p>	<p>2 校長等は、前項の需給計画以外に物品を購入する必要が生じたときは、そのつど支出負担行為決議書を総務課に送付するものとする。 (購入物品等の引き渡し)</p>	<p>第9条 契約担当者は、購入等により物品を取得したときは、委員会出納員において保管する必要のないものについては、ただちに当該物品を校長等に引き渡すことができる。 (物品出納簿)</p>	<p>第10条 校長等は、物品の受領又は交付のつど物品出納簿に記載しなければならない。</p>
<p>2 略 (備品の分類等)</p>	<p>第13条 備品台帳に登録する場合の分類は、委員会で決めた「備品分類基準」によるものとする。 (物品の亡失または損傷の場合の手続き)</p>	<p>第14条 校長等は、その管理または使用にかかる物品を亡失又は損傷した場合には、すみやかに所定の手続きをもつて教育長に届け出なければならない。</p>	<p>第15条 校長等は、その管理又は使用にかかる物品を亡失又は損傷した場合には、すみやかに所定の手続きをもつて教育長に届け出なければならない。</p>

赤穂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行 規 則

別表(第11条関係)
附属設備等使用料

(単位:円)

分類	名称	種類又は品目	単位	1回当たりの使用料
舞台 関係 設備 及び 備品	略		略	略
音響 関係 設備 及び 備品	略 <u>レコードプレーヤー</u> <u>エコーマシン</u> <u>吊りマイク装置</u> <u>リボンマイクロホン</u>	<u>小ホール</u> <u>ホール</u> <u>大ホール</u> <u>1本</u>	<u>1台</u> <u>1台</u> <u>1台</u> <u>1本</u>	<u>700</u> <u>1,000</u> <u>1,000</u> <u>600</u>
照明 関係 設備 及び 備品	略		略	略
楽器	略		略	略
映写 設備	<u>スライド映写機</u> <u>ビデオプロジェクター</u> (スクリーン付) <u>マルチプロジェクター</u>	<u>200</u> <u>1インチ</u> <u>100</u> <u>1インチ</u> <u>最小</u>	<u>1式</u> <u>1式</u> <u>1式</u> <u>1式</u> <u>1式</u>	<u>700</u> <u>6,500</u> <u>3,000</u> <u>3,000</u>

下線は改正部分を示す。

改 正 規 則

別表(第11条関係)
附属設備等使用料

(単位:円)

分類	名称	種類又は品目	単位	1回当たりの使用料
舞台 関係 設備 及び 備品	略	略	略	略
音響 関係 設備 及び 備品	略 <u>吊りマイク装置</u>	<u>大ホール</u>	<u>1台</u>	<u>1,000</u>
照明 関係 設備 及び 備品	略		略	略
楽器	略		略	略
映写 設備	<u>ビデオプロジェクター</u> (スクリーン付)		<u>1式</u>	<u>3,000</u>

令和 6 年

第3回赤穂市教育委員会提出議案参考資料
(その2)

赤穂市教育委員会

令和 6 年第 3 回赤穂市教育委員会提出議案一覧表（その 2）

資料 1 担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程新旧対照表

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 程		改 正 規 程	
(分掌事務)			
第2条 担当参事、担当課長及び担当係長は、次の表に掲げる分掌事務及び教育次長又は課長が指示する事務を所掌する。			第2条 担当参事、担当課長及び担当係長は、次の表に掲げる分掌事務及び教育次長又は課長が指示する事務を所掌する。
<u>担当参事</u>	職	事務の内容	事務の内容
	担当参事	学校給食センターに係る分掌事務	文化財に係る分掌事務
		文化とみどり財団に係る分掌事務	学校給食センターに係る分掌事務
<u>担当課長</u>	担当課長	幼児教育の指導助言及び企画調整に係る分掌事務	幼児教育の指導助言及び企画調整に係る分掌事務
	担当係長	市史編さん等に係る分掌事務	市史編さんに係る分掌事務
		小学校教育に係る分掌事務	小学校教育に係る分掌事務
		中学校教育に係る分掌事務	中学校教育に係る分掌事務
		人権教育に係る分掌事務	人権教育に係る分掌事務
		学校給食センター施設及び設備の整備に係る分掌事務	学校給食センターの建築工事に係る分掌事務
		青少年育成に係る分掌事務	青少年育成に係る分掌事務
		文化とみどり財団に係る分掌事務	文化とみどり財団に係る分掌事務